

奈良県告示第三百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

病名	実施の目的 の種類及び範囲	検査の方法	結核病	ブルセラ病	ヨーネ病	発生予防	発生予察	チュウザン病 ス感染症
発生予察	発生予察	発生予察	発生予防	発生予防	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査及びツベルクリン検査皮内注射法	アイノウイルス感染症
牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当とする肉用雌牛	乳用牛で発生予防上適當のもの（生後九十日未満のものを除く。）	当と認めたもの及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	臨床検査、ヨーニン検査、予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法及び補体結合反応検査	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験
臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	臨床検査、ヨーニン検査、予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法及び補体結合反応検査	当と認めたもの及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	牛で発生予察上適當とする肉用雌牛	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの

及び低病原性	ル病 ニユーカツス	豚流行性下痢	障害症候群	豚繁殖・呼吸 病	オーエスキュー 病	豚コレラ	馬伝染性貧血	牛流行熱	イバラキ病	
高病原性鳥インフルエンザ	発生予察	発生予防	発生予防	発生予防	発生予察	発生予防	馬（生後百八十日未満のものを除く。）	牛で発生予察上適当と認めたもの	牛で発生予察上適当と認めたもの	認めたもの
認めたもの	認めたもの	認めたもの	認めたもの	豚で発生予防上適当と 認めたもの	豚及び飼育されている 豚で発生予防上適当と 認めたもの	豚で発生予察上適当と 認めたもの	臨床検査、酵素免疫測定法 及び中和試験	臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応検査	臨床検査及び中和試験	認めたもの
鶏で発生予察上適当と 認めたもの	止反応法	臨床検査及び赤血球凝集阻 止反応法	臨床検査及び中和試験	法	臨床検査及び酵素免疫測定 法	臨床検査、ラテックス凝集 反応検査及び中和試験	臨床検査、酵素免疫測定法 及び中和試験	臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応検査	ウイルス分離検査	臨床検査及び中和試験

病名	実施する区域	実施の期日	
ヨーネ病	ブルセラ病	県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで
県の全域	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで	

二 実施する区域及び実施の期日

鳥インフルエンザ	ひな白痢	発生予防	種鶏で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査及び凝集反応法
及び山羊)	腐蛆病			
伝達性海綿状脳症（牛）	伝達性海綿状脳症（牛）	発生予防		
び動向把握	発生状況及び動向把握	牛で満四十八箇月齢以上で死亡したもの	採蜜に供する蜜蜂で発生予防上適当と認めたもの	肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査
たもの	めん羊及び山羊で満十二箇月齢以上で死亡したもの	臨床検査及び酵素免疫測定法		
検査	臨床検査、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的			

ニューカツス

県の全域

ル病

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県の全域

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

鳥インフルエンザ

県の全域

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

ひな白痢

県の全域

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

腐蛆病

県の全域

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

伝達性海綿状脳症（牛）

県の全域

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

伝達性海綿状脳症（牛）

県の全域

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）

県の全域

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

三

その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。